

新潟市告示第 28 号

徴収事務の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、新潟市旧齋藤家別邸の観覧料等の徴収事務について、次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により、下記のとおり告示する。

令和 8 年 1 月 9 日

新潟市長 中原 八一

記

1 徴収事務受託者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 旧齋藤家別邸運営グループ

代表団体 株式会社新潟ビルサービス 代表取締役 鈴木 英介

構成団体 グリーン産業株式会社 代表取締役 荒川 義克

所在地 新潟市中央区上大川前通 9 番町 1262 番地 3

2 徴収事務を行わせる歳入

旧齋藤家別邸観覧料

旧齋藤家別邸設備使用料

旧齋藤家別邸物品売払収入

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和 8 年 1 月 1 日

4 徴収事務を委託した日

令和 8 年 1 月 1 日

5 徴収事務を行わせる期間

令和 8 年 1 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで